附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　（略）

２　（略）

３　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十三　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

」

改正前

（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）

第一条　（略）

２　（略）

３　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十二　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

」

とあるのは、

とあるのは、